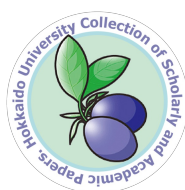




Title	第3部 フランス法における商事裁判所
Author(s)	ジョエル, モネ; 町村, 泰貴//訳
Description	日仏シンポジウム: フランス私法および司法制度における最近の動き
Citation	北大法学論集, 65(6), 70-80
Issue Date	2015-03-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/58384
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol65no6_07.pdf



第三部 フランス法における商事裁判所

Les tribunaux de commerce en droit français

ジョエル・モネ
訳 町村 泰貴⁽²³⁾

フランスにおいて、司法の公的サービスに普通の市民の参加を認めることは一つの伝統である。例えば、重罪院における民衆の陪審があり、裁判所の管轄領域に応じた活動分野を代表する者として選ばれた人により構成される裁判所、例えば労働審判所や農事賃貸同数裁判所、そして社会保障裁判所がある。同様に、市民は近隣裁判官となることもある。

しかし、商事裁判所に関しては、「市民」の関与がよりいっそう重要である。なぜなら、商事事件はすべて、商人である裁判官によって裁かれるし、その裁判官は商人による選挙によって裁判所に就任するからである。

これはフランスだけの例外で、他のヨーロッパ諸国では採用されていないか、またはオランダが一八二七年に、スペインが一八六八年に、そしてイタリアが一八八八年に、それぞれ商事裁判所というやり方を放棄し、あるいはまたドイツの一八七一年の制度のように選任された裁判官と職業裁判官を補佐する参審システムを選択する国もあった。

商事裁判所の創設は、その迅速性、手続の柔軟性、形式主義の回避、そして手続の低コストな性格から説明される。

最初の商事裁判所は、定期市を開いたいくつかの都市において早くから現れた。商事に関する特別の裁判所を創るというアイディアは一五世紀からいくつかの大都市において早くから現れた。一五六三年のシャルル九世による王令はパリの商人による参事裁判官を創設し、一六七三年のコルベールの王令は大部かつ詳細な仲買人と商人の商取引に関する規則が設けられていたが、その中に参事裁判所に関する第一二編が含まれていた。

かつては参事裁判所 *juridiction consulaire* という表現が用いられていた。それは一人の裁判官と四人の参事とによって構成されていたものである。そして商事裁判所という表現はフランス革命とともに生まれた。

ナポレオンは一八〇七年の商法典において商事裁判所「の制度」を維持した。

一九九九年まで、商事裁判所は二二七箇所存在していた。「その後、いくつかのデクレにより、司法管轄図が修正され、裁判所の活動状況を考慮して、いくつかの商事裁判所を削減した。二〇〇九年以降、商事裁判所は一三五箇所存在する。しかしながら、歴史的な理由からオー・ラン県、バ・ラン県、そしてモーゼル県と、海外県および海外領土には特別規定が存在している。

商事裁判所の紹介にあたり、これが極めて特殊な裁判所であること（Ⅰ）、そしてそれが議論の対象となっていること（Ⅱ）を述べる。

Ⅰ—極めて特殊な裁判所

商事裁判所はどこでも存在するわけではない。それがなければ、商事に関して、代わりに判決するのは大審裁判所である。さらに、歴史的な理由から、アルザス・モーゼルには参審裁判所 *juridictions échevinées* がある。最後に、特異な

地位が海外県・海外領土には与えられてきた。

今日、参照すべきは商法典の法律部ではL、七二―一条以下であり、規則部ではR、七二―一条以下である。商事裁判所は、その構成、機能、そして管轄に関しても極めて特殊である。

(一)「商事裁判所は、」司法官の地位を有する商人で、二回投票により選ばれた者によって構成されるという点に留意すべきである。

具体的に見ると、一九六一年八月三日のデクレ以来、選挙は二段階となった。まず個人商人、その協力者の資格を有する配偶者、商社会社および商工業を行う公的機関の代表者、経営権を行使する幹部、そして現役の裁判官と選挙に参加を希望した元裁判官によって構成される同僚選挙団 college electoral⁽²⁴⁾により、参事代議員の選挙が行われる⁽²⁵⁾。

投票は単記式の一回で、各商工会議所管轄区域ごとに任期五年の参事裁判官が選ばれる。六〇人から六〇〇人までの三つのグループ、商業、工業、サービス業の三グループに分かれ、いずれのグループもポストの過半数を占めることはできない⁽²⁶⁾。

この選挙に関する争訟は行政裁判所が管轄する。

次いで、商事裁判所裁判官の選挙に移る。被選挙資格は三〇歳以上で五年以上の商事活動に従事していたこと、そして「企業」救助、裁判上の更生または清算手続の対象となっていないこと、あるいはそれらの「倒産」手続の対象会社の代表者でないことである。

候補者は県庁に立候補届出をしなければならない。投票は二回の複数記入制で、有効投票数の過半数を獲得した候補者は第一回で当選となる。この選挙に関する争訟は小審裁判所の管轄となる。

裁判官は二年の任期で、四年間の再選が可能という条件で選ばれ、その職務は無償である。⁽²⁹⁾ 彼らは以下のような文言で宣誓を行う。⁽³¹⁾「職務を良く、忠実に言い、評議の秘密を固く守り、尊厳と誠実性のある裁判官として行動することを誓う。」これは職業裁判官の宣誓と同じである。

所長は裁判官の中から任期四年で選ばれる。所長となりうるのは、裁判官の職務を少なくとも六年は行ってきた者でなければならない。⁽³²⁾

(二) その職務に関して、判決の作成は商事裁判所所長または裁判職を三年以上にわたって行っている商事裁判所裁判官が長となつて行われる（商法典L. 七二二―三条）。裁判官は奇数で合議を行い、判決は少なくとも三人の裁判官で下される（商法典L. 七二二―一条）が、単独裁判官を認める法条がある場合は別である（レフェレ命令、申請に基づく命令）。

商事裁判所のもう一つの特殊性は書記課の組織にある。現在の状況は全く異例なもので、その任務は自由職で書記役という公役務の任を委ねられた私人に割り当てられている。

(三) 商事裁判所はいくつかの分野について管轄権を有する。

― まず、商事裁判所は商人間、および商事裁判所の管轄に服する金融機関の間の訴訟について管轄権を有するが、商人が個人的に行つた取引に起因する紛争については別である。

当事者の一方のみが商人資格を有する場合、商人が召喚をしたのか、⁽³³⁾ 非商人がしたのかによつて区別される。

非商人たる当事者は民事裁判所か商事裁判所かの選択権を有する。

反対に、商人たる当事者は、非商人の当事者を商事裁判所の下に召喚することはできない。かくして、商事裁判所に権限管轄を付与する契約条項は、非商人に対しては対抗できない。

フランスで重要なことだが、経済活動の分野に、職人と農民というカテゴリーがある。これらの者は商人資格を有しない。商人の代理人はそれ自身商人資格を有しないし、いくつかの形態の集団でその目的が商業でないものも同様である。――また商事裁判所は、商社会社間の紛争も管轄する。この点について判例は、商事裁判所が会社の理事に対して提起する訴訟に関しても管轄権があることを明らかにしている。例えば、株式譲渡に関する訴訟や、理事の責任を追及する訴訟など。

しかしまた、フランス法には、商事法に属さない会社〔社団〕も存在する。例えば、自由業会社 *les sociétés d'exercice libéral* や保険相互会社 *les sociétés mutuelles d'assurance* など、それらは民事裁判所の管轄に属する。

さらに、労働契約適用に関する紛争は商事裁判所の管轄に属さない。

――もう一つの管轄原因は、争われている行為の性質に基づく。

〔商法典〕L. 七二一―三條⁽³⁴⁾はまた、あらゆる主体間での商行為に関する争いに言及しており、ここでは為替手形に関する裁判上の請求を指すものとして理解すべきである。

約束手形についてはL. 七二一―四條⁽³⁵⁾に規定されている。

――商事裁判所の管轄に属する第三の大きな部分は、今日その活動の本質的な部分となっているが、企業の〔経済的〕困窮に関する問題⁽³⁶⁾である。

〔企業〕救済、裁判上の更生、裁判上の清算の各手続は、商人についても職人についても、商事裁判所の下で開始される。また、〔裁判所〕所長は、臨時委任⁽³⁷⁾および和解仲介⁽³⁸⁾の各手続を通じて審問および和解的措置権限を行使することができる。

II―議論

一九世紀末以降、商事裁判所を廃止するかどうかが学説の議論の的となってきた。とりわけ、商事法が発展し、商事慣習は、法律よりも、また今日ではヨーロッパおよび国際的な法源よりも重要でない法源になったという点が議論されてきた。

〔廃止に〕反対の立場からは、同僚から選ばれた裁判官のみが実務と商業界を知っているものであり、商事裁判所の判決も常に控訴院〔の審査〕に服しうるという議論がされてきた。

この論争は伝統的な大法学者の間でも行なわれ、各々、商事裁判所の存続に賛否を明らかにしてきた。

しかし、この問題は一九八〇年代初頭、倒産処理手続改革の準備の際に新たに提起された。この問題は、選挙された商人が、その諸手続を通じて、自らの活動領域に属する企業の清算を宣言して競争を減少させる方向に流される可能性があるという点で、デリケートなものだった。しかしながら一九八七年七月一六日法律八七―五五〇号⁽³⁹⁾は、いくつかの修正を行いながらも、商事裁判所を現状のまま維持した。その修正とは、特に参事裁判官の懲戒制度の導入である。この手続へは検察官の関与が規定されているが、関係する司法官〔検察官〕が合議に参加するわけではない。

議論はさらに二〇〇〇年の少し前に再燃した。

商事裁判所の全国集会が一九九七年一〇月二四日に組織され、いくつかの検討を提案する報告書が作成された。それは特に裁判官の養成を強化するというものであった。この報告書はまた、職業司法官、参事裁判官、その他の有資格者で構成される商事裁判所全国評議会の創設も提案していた。

より重大なのは二つの調査報告書である。その一つは国民議会によって行われたもので、もう一つは財務大臣および司法大臣によって行われたもので、いずれも商事裁判所に対して極めてネガティブな結論をとっていた。一九九八年一

○月、政府は参審制、すなわち職業裁判官と参事裁判官との結合制度の創設を視野に入れた商事裁判制度改革計画を公表した。

商事裁判所改革および混合制を創設する法案は二〇〇一年三月に国民議会で投票されたが、上院では、法律委員会の報告者が改革の条件を満たしていないと判断し、法案を採択しなかった。

フランス憲法は上院が不同意の場合でも国民議会が改正案を採択することを認めているが、この法案は放棄された。商事裁判所は不可欠なもので、法律が最終的に採択された場合には全裁判官が辞職すると予告されており、そうなればフランス司法システムは危機に陥っていただろうと言わなければならない。

それでも、いくつかの政党は再検討の重要性を認めていた。そしていくつかの点が改正の対象となった。すなわち、司法管轄図は改正され、裁判官の選挙方法は見直され、商事裁判所全国評議⁽⁴⁰⁾会は創設され、裁判官の研修は改善されて、二〇〇三年以来ボルドーの国立司法官学校で行われるようになった。

また商事裁判所書記の地位にも改革がされている。

この議論はここ数年再燃している。

二〇一三年、政府は商事裁判所の発展と司法受託者 *mandataires de justice* の地位、および倒産手続に関して「刷新され再生された商事裁判のために」再検討を始めた。想定されている推奨項目には、特に、裁判所の数を減らして管轄を拡大し、枠をはめるといふことがある。

破毀院商事部は商事裁判所裁判官の任官と懲戒に関する合憲性優先審理を二〇一二年三月六日に憲法院に付託した。商法典の規定で憲法院にかけられたのは、管轄、独立、中立性の原則に関するものである。違憲主張は、裁判官の法律面の養成の欠如について向けられた（人権宣言六条違反）。また、同一人物に経済界、特に商工会議所における責任と商事

裁判所の裁判官の責任とを負わせる可能性にも違憲主張が向けられている。

憲法院の下では、今日の経済状況は一六世紀と同じではなく、経済的圧力は顕著に多様化し、裁判官に強くかかってくる」と論じられた。法の状況も、特にヨーロッパ法源が存在することで複雑なものになっている。同様に、商人で選挙に関心をもつ者は三〇％程度と、極めて少数にとどまるといことも指摘された。

これに対して、現行法文を支持する側からは、裁判官の選挙方法がその独立性と中立性を保障するものであること、裁判官は、その職務にある間、いかなる権威にも服さず、職務停止条件も極めてしつかりと定められており、それを疑う者はいないこと、さらには、裁判官の任官が無償であることも指摘された。

中立性の問題に関して、裁判官はすべての司法官に適用される忌避と除斥の規定に服する。さらに、倒産手続に服する商人は裁判所に選出されることはできないし、任官中にその手続が開始されたら、その〔裁判官としての〕職を辞さなければならぬ。そして控訴院は、当面の利益が正当化するときは常に事件を他の裁判所に移送することを決定している。最後に、商事裁判所の裁判官は国立司法官学校の研修を受けているということも指摘された。二〇一一年に一四〇〇人の裁判官がこの研修を受けている。

商事裁判所の判決は上級審において争われ得るが、変更される割合は低く、四％の判決が修正されるにすぎない。

結局、憲法院は、二〇一二年五月四日の判決⁽⁴⁾で商事裁判所裁判官の地位に関する規定を合憲と認めた。

一般に、憲法院は商事裁判所の制度を認め、参事裁判官の選挙および地位に関する商法典の規定が中立性・独立性の要請に反するものではないと判断した。

しかしながら、私は、このフランスの例外的な商事裁判所制度が将来においても常に存在しうるかどうか、確信はない。フランスにおける司法組織改革の重要な動きが司法大臣の主導により始められている。多くの報告書が作成され、二

○一四年一月にはパリで大きな報告集会が開かれた。

司法組織改革の一つの重要な考え方は、あらゆる第一審の争いを統一された裁判所の下で扱うこと、その裁判所は異なる家族、刑事、経済、社会、そして近隣という職分に分けられる複数部を擁するというものである。

特に、「（現行の）」商事裁判所を第一審裁判所に附置された商事裁判所によつて置き換えようと予定されている。この裁判所はなお選出された裁判官で構成されようが、いわゆる参審制の原理により職業司法官も含まれることになる。さらにいうと、書記の活動は公務員に委ねられ、私人にはもはや委ねられない。

将来の商事裁判所の中に職業司法官が入るということは、現在のところ商事裁判所が常に争っているところであり、受け入れられていない。

商人を説得するため、選出された裁判官を控訴院にも入れることがあり得るとされているが、これは物事の均衡を取り戻させるかもしれない。

現在、商事裁判所の改革問題は不可避だと考えているが、政治的な情勢にもかかっている。この改革がフランス政府の第一の関心事である経済的困難との関係で優先制を持つかどうかは不確かである。それに、フランスにおいて、議会の多数派が政府の改革を常に支持するかどうかも不確かである。

商事裁判所に関する法を修正しようとする意思は確かに存在するが、それがすぐに、私が日本の大学で行う二つの研究会の間に、つまり数週間のうちに具体化するということはできない。あるいは数ヶ月のうちに実現するかもしれないし、来年になることも、またはついに実現しないこともありうる。

- (23) 注はすべて、翻訳者による訳注である。
- (24) *délégué consulaire*と表記される。その選挙については商法典L. 七二一―六条以下。
- (25) 商法典L. 七二一―七条。
- (26) 商法典L. 七二一―五条二項およびL. 七二一―六条三項参照。
- (27) 商法典L. 七二一―六条一項。
- (28) 商法典L. 七二一―一条には選挙人が本文で記した三グループに分かれることが規定され、同法典L. 七二一―二条Iには参事代議員のポスト数が各地の商工会議所の規模に応じて六〇人以上六〇〇人以下であること、同法典L. 七二一―三―三条二項に、各グループが全体の過半数を占めることができないと規定されている。
- (29) 商法典L. 七二一―六条一項。なお、同法典L. 七二一―七条は、同一裁判所において連続四回選出された裁判官はその後一年間、被選挙資格を持たないと規定する。つまり、最初の任期は二年、二回めからの任期は四年で、最長一四年連続してその職に就くことができることになる。
- (30) 商法典L. 七二一―一六条。
- (31) 商法典L. 七二一―七条。
- (32) 商法典L. 七二一―一条。
- (33) フランス民事訴訟法では、原則的な訴え提起方法を原告による被告の召喚 *assignation* という方法によっている。この場合、日本法とは全く異なり、原告が独立した自由職である執行士に依頼して、被告に訴えの内容と裁判所への代理人選任届を提出すべきことを記載した召喚状を送達するという方式で行われる。
- (34) Les tribunaux de commerce connaissent :
 - 1° Des contestations relatives aux engagements entre commerçants, entre établissements de crédit, entre sociétés de financement ou entre eux ;
 - 2° De celles relatives aux sociétés commerciales ;
 - 3° De celles relatives aux actes de commerce entre toutes personnes.Toutefois, les parties peuvent, au moment où elles contractent, convenir de soumettre à l'arbitrage les contestations ci-

dessus énumérées.

- (35) Le tribunal de commerce connaît des billets à ordre portant en même temps des signatures de commerçants et de non-commerçants.

Toutefois, il est tenu de renvoyer au tribunal de grande instance s'il en est requis par le défendeur lorsque les billets à ordre ne portent que des signatures de non-commerçants et n'ont pas pour occasion des opérations de commerce, trafic, change, banque ou courtage.

- (36) 具体的には倒産手続を指す。

- (37) mandat ad hocとは、かつての和解的整理（reglement amiable）の時代に付随的に採用されたものだが、現在の商法典¹ 六一―三条にも規定されている。債務者の請求により指名されるが、その任務は裁判所長が定めるものとされている。また管轄裁判所は商人および職人について商事裁判所、それ以外の者については大審裁判所となっている。なお実務上は和解仲介の前の道ならしのために用いられるとされ、その任務も本来的には債務者が後の手続を準備し、また債権者との議論のために、役割を果たすものとされている。Michel Jeantin et Paul Le Camu, Droit commercial, Entreprises en difficulté, Précis Dalloz, 7e éd., pp.56 et 58. これ以外に、債務者の財産管理人となったり、和解仲介人に続けて選任されたりすることも例外的にはあるが、それは裁判官の選択による。

- (38) conciliation は経済的困難に陥った商人、職人、その他の者について、商法典¹ 六一―四条以下に規定された和解仲介人のあわせん手続であり、商人職人については商事裁判所、その他の者については大審裁判所が管轄する。

- (39) Loi n° 87-550 du 16 juillet 1987 relative aux juridictions commerciales et au mode d'élection des délégués consulaires et des membres des chambres de commerce et d'industrie territoriales. この法律は司法組織法典¹ 四一一一条以下。

- (40) 司法省サイトには、二〇〇四年の商事裁判所全国評議会創設計画と題する報告書が掲載されている。
<http://lesrapports.ladocumentationfrancaise.fr/BRP/044000538/0000.pdf>

- (41) Decision N° 2012-241 QPC, Journal officiel du 5 mai 2012, p. 8016